

千葉県立君津特別支援学校 いじめ防止等の基本方針

いじめの防止等とは、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処と捉え、以下に実施すべきことを定める。

1 いじめ防止等の基本方針

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童が等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって当該行為の対象になっている児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第二条)

(2) 基本理念

いじめは、すべての児童等に関係する問題であり、被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組んでいく必要がある。

そこで、本校では、「いじめ未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する対処」について組織的且つ計画的に機能させるとともに、さらに日々の学習指導や生徒指導を充実させながら、全ての教職員で取り組むこととする。また、生徒指導上の課題では、体罰やわいせつセクハラなどの諸問題とも絡んでいることから、これらを含め総合的に対応し、「いじめを絶対に許さない学校づくり」に努める。

2 いじめ防止等の組織

(1) 「いじめ防止等対策委員会」を組織する。

(2) 校内組織

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、学部主事、各学部主事、生徒指導部長(生徒指導主事)、安全・通学指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター1名、必要に応じて学級担任、学年主任とする。

(3) 校外組織

「開かれた学校づくり委員会」を活用し、校内のいじめ防止等の教育活動について報告し、委員の専門の立場から助言を受ける。

3 いじめ等を起こさない許さない学校づくり

(1) 未然防止

- ① 「いじめ防止等対策委員会」を定期的に関き、いじめ防止等に関する教育活動の計画や実施が適正に行われているか課題を共有し、方向性を明らかにする。
- ② 教職員の人権教育・情報モラルに関する研修を実施し、意識を高めるとともに資質向上を図る。
- ③ いじめ等の早期発見・早期対応に向け、校務分掌の組織を活用し計画的な取り組み(生徒指導、保健指導、道徳・人権教育、情報管理、生徒会、校内支援、安全・通学指導、PTA、学校を取り巻く関係機関、開かれた学校づくり委員会等)をする。
- ④ 保護者との個別面談、校内教育相談・校内支援体制の充実(相談室の活用、ケース会議、支援会議等)を図る。

- ⑤ P T Aと連携し、生徒指導上の課題や保護者の要望に応じた P T A研修会を実施する。
- ⑥ 保護者や本校を取り巻く関係機関に「いじめ防止等のための基本方針」を周知し、なお一層の連携を図る。
- ⑦ 子どもの心や体を育てる教育活動(道徳や保健体育 [性教育]、特別活動等における学習活動)を推進する。また、いじめ等をしないさせない学習内容を朝の会やホームルーム等で取り上げ、課題解決を図る。
- ⑧ インターネットや携帯電話(スマートフォン)の使い方などの情報教育における情報モラルを高める教育活動を推進する。

(2) 早期発見

- ① 学級担任、学年主任、学部主事、生徒指導主事等による教員が日ごろの健康観察に努めるとともに、児童生徒相互および児童生徒と職員とのコミュニケーションや信頼関係を大切にしながら積極的な生徒指導を行う。
- ② 教育相談(担任等による教育相談やみんなの相談室の活用)やセクハラ相談員による相談等の窓口を、児童生徒、職員、保護者に周知し、相談しやすい環境に努める。
- ③ 主事会、地域支援係会等の会議では、児童生徒の問題行動等について情報を共有する。
- ④ 体罰実態調査やセクハラ調査(児童生徒アンケート・保護者アンケート)等を実施し、実態を把握する。

(3) いじめ等の対処

- ① いじめ等があると確認された場合、直ちにいじめ等を受けた児童生徒やいじめ等を知らせてきた児童生徒には、学校全体で安心して教育が受けられるように支援する。いじめ等をした児童生徒に対して事実を確認した上で、毅然とした態度で指導する。また、委員会を開き、今後の対応を検討する。事案に応じ関係機関と連携を図り対応する。
- ② いじめ等を受けた児童生徒の保護者と、いじめ等を行った児童生徒の保護者には、事実関係を丁寧に報告し、解決のために保護者と連携して対応する。
- ③ 事実によっては県教育委員会に報告する。

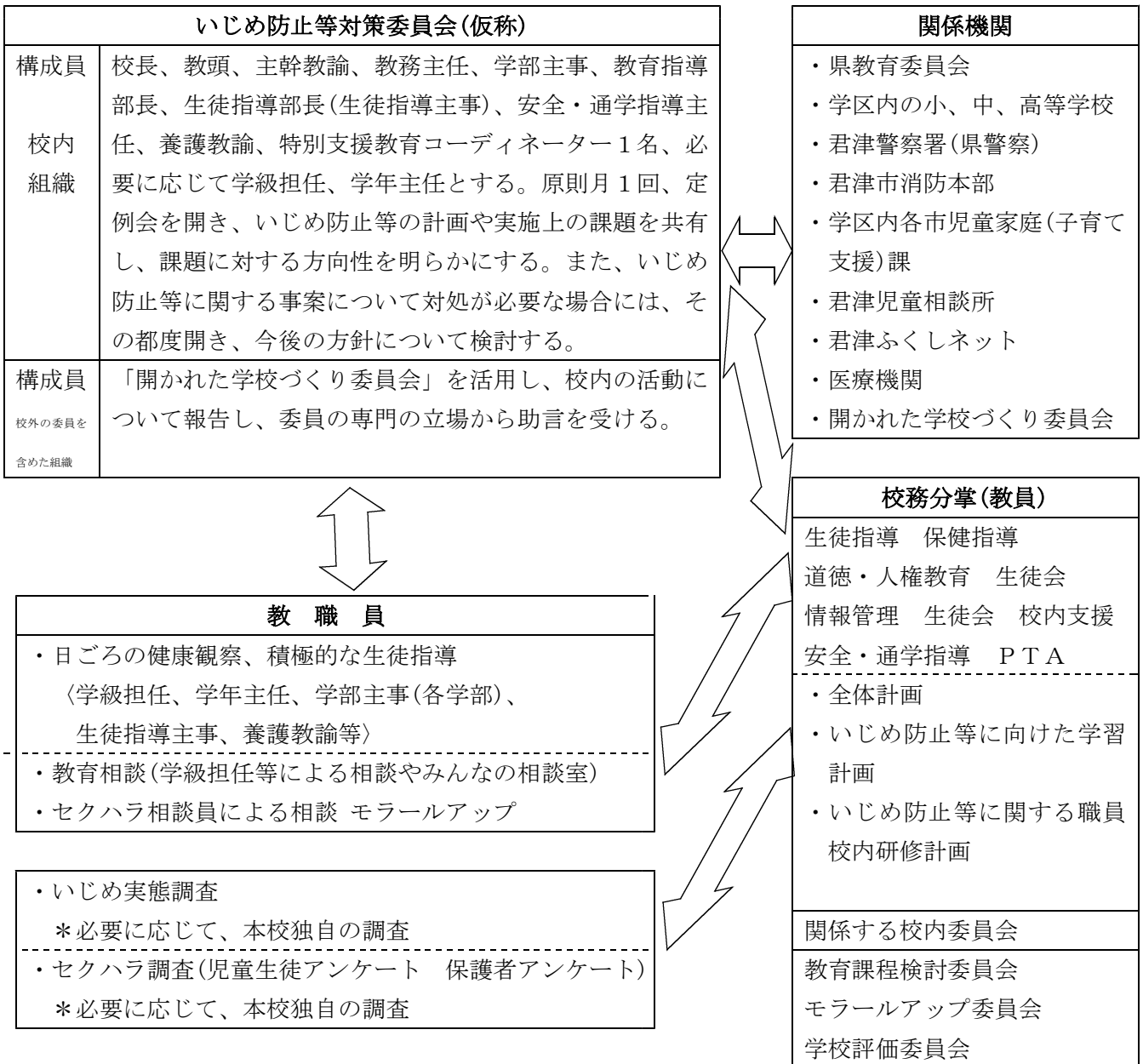
(4) 重大事態への対処

- ① いじめ等により児童生徒の生命心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いを認めるときは、速やかに情報収集して調査を行う。また、委員会を開き、今後の適切な対応を検討する。いじめ等を受けた児童生徒の保護者と、いじめ等を行った児童生徒の保護者には、事実関係を丁寧に報告し、解決のために保護者と連携して対応する。
- ② 児童生徒や保護者からいじめ等を受け重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で速やかに情報を収集して調査にあたる。
- ③ 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。

(5) いじめ防止等の公表、点検、評価

- ① いじめ防止等基本方針を公表する。(学校だより、ホームページ)
- ② 学校評価(教職員・保護者等)に、いじめ等に関する項目を設け、評価を行う。
- ③ 開かれた学校づくり委員会にて報告し、助言をもらう。

4 いじめ等の防止組織図



5 年間計画

| 校務分掌 | 教職員・児童生徒 | 教 職 員 | 児童生徒 |
|-----------------|----------|--|---|
| 生徒指導 | | 4月 年間計画 | 年間 学校生活について全般について指導(ルール、携帯電話の使い方) 自力通学生集会の実施(交通安全、公共交通機関の利用) |
| 保健指導(保健体育) | | 4月 年間計画 | 年間 性教育 |
| 道徳(道徳推進教師)・人権教育 | | 4月 年間計画 8月 職員研修(いじめ等に関する研修) 12月 人権週間(人権意識啓発活動) | 年間 道徳や人権に関する学習 学校生活全般で指導 |
| 情報管理 | | 4月 年間計画 | 4月 パソコン使用の基礎 インターネットの使用 |
| 校内支援 | | 4月 年間計画 随時 教育相談 9月 夏季休業後の教育相談実施 1月 冬季休業後の教育相談実施 | 8月 職員研修「教育相談の基礎」 |
| 生徒会 | | 4月 年間計画 | 年間 生徒会活動(〇〇等呼びかける活動等) 2月 生徒会選挙 |
| 安全・通学指導 | | 4月 年間計画 年間 自力通学上の課題を把握 | 年間 課題に応じて自力通学生集会 |
| P T A | | (教員・保護者) 学期1回 個別面談の実施 年間 P T A活動 課題やニーズに応じた 応じた研修の実施 | |
| その他 | | 4月 いじめ等相談窓口の周知 モラルアップ委員会の周知 | 4月 いじめ等相談窓口の周知 セクハラ相談窓口の周知 12月 学校評価の実施(児童生徒アンケート) わいせつ・セクハラアンケート |